

社会福祉法人 愛光会 役員等に対する報酬及び費用弁償費規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人 愛光会役員等(理事・評議員・監事をいう。以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償費並びにその支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の額)

第3条 常勤役員等でかつ社会福祉法人 愛光会職員である者に対しては、役員等としての報酬は支給しない。

2 非常勤役員には、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給する。

- (1) 1週間の所定執行日数が週3日以上となる非常勤役員については、非常勤役員に対する報酬規程により報酬を支給する。
- (2) (1)に該当しない役員等には、会議等参加1回につき5,000円、書面決議1回につき3,000円の報酬を支給する。(評議員の報酬は各年度で総額200,000円を超えない範囲とする)

(費用弁償)

第4条 役員等が業務を行うため旅行したときは、費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、愛光会旅費規程別表を適用する。

(旅行命令)

第5条 役員等の旅行は、旅行命令によるほか、理事長の発する会議召集通知によることができる。

(準用規程)

第6条 この規程に定めるものを除くほか、役員等の報酬及び費用弁償の支給方法については、あいこう職員の例による。

附 則

1. この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
2. 平成 24 年 4 月 1 日に一部改訂して施行する。
3. 平成 27 年 4 月 1 日に一部改訂して施行する。
4. 平成 29 年 6 月 15 日に一部改訂して施行する。
5. 令和 3 年 3 月 24 日に一部改訂して施行する。

社会福祉法人 愛光会 非常勤役員に対する報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛光会 定款に基づき、非常勤役員の報酬等について定めるものとする。

(非常勤役員の報酬等の算定方法)

第2条 非常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号により定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額を基準とする。
- (2) 別表1内の経験年数は、社会福祉法人愛光会での経験年数とする。
- (2) 通勤手当は、社会福祉法人愛光会給与規程の規定に準ずる。

(報酬等の支給方法)

第3条 非常勤役員に対する報酬等の支給日は毎月25日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日、又は祝祭日にあたる時は、その前日においてその日に最も近い土曜日、日曜日、又は祝祭日でない日を支給日とする。

(報酬等の日割り計算)

第4条 新たに非常勤役員に就任した者には、就任日以降の出勤日より報酬を支給する。

- (2) 非常勤役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- (3) 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、日割りによって計算する。

(端数の処理)

第5条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 1円未満の端数については、これを切り上げる。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、役員等に対する報酬等の支給の基準として公表する。

(職務権限)

第7条 非常勤役員の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、理事会が定める担当業務を分掌し、執行する。
- (2) 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集するにあたって必要な事務局を務める。
- (3) この法人の全ての拠点において、社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する運営補佐を務める。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 9 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

1. この規程は、令和 3 年 月 日より施行する。

別表 1

非常勤役員等	基準月額
週 3 日出勤	99, 000 円 + 6,000 円×経験年数
週 4 日出勤	132, 000 円 + 8,000 円×経験年数
週 5 日出勤	165, 000 円 + 10,000 円×経験年数